

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	道の位置の指定		
根拠法令及び条項	建築基準法 第42条第1項第5号		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> 下記の基準に適合すること ・「道路の位置の指定、変更及び取消しの取扱い基準について」 （埼玉県通知 令和3年3月30日 建安第1120号 建築安全課長）		
審査基準 設定年月日	昭和61年10月1日	審査基準 最終変更年月日	昭和61年10月1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 10日 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	昭和61年10月1日	標準処理期間 最終変更年月日	昭和61年10月1日
所管部署	都市整備部 建築指導課 建築指導担当		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。